

守谷市ソーシャルメディアガイドライン

1 趣旨

このガイドラインは、ソーシャルメディアを用いた市政情報等の発信に関する基本的事項を定める。

2 適用範囲

このガイドラインは、守谷市公式アカウントを使用する全ての職員に適用する。

3 アカウント

- (1) 守谷市公式アカウントとは、ソーシャルメディアを利用するためのユーザ登録情報であるアカウントのうち、市が登録したものをいう。
- (2) 守谷市公式アカウントは、守谷市公式サイト所管課が使用する。
- (3) 市は、必要があると認めるときは、守谷市公式アカウントを、発信する情報の分野ごとに設けることができる。この場合において、当該アカウントを使用する者は、発信する情報の担当部署とする。

4 基本事項

- (1) 情報を発信する担当部署の長の責任において行うこと。
- (2) 情報発信する内容は、次に掲げる事項とする。
 - ア 市が実施するイベント等の情報
 - イ 市民にお知らせしたい情報
 - ウ 防犯・防災に関する情報
 - エ 災害等に関する情報
 - オ アからエまでに掲げる情報に関連する情報
- (3) 発信する情報は正確かつ簡潔に記述し、その内容について誤解を招くことのないようにすること。
- (4) 利用者からの投稿に対しての返信は行わない。ただし、非常時において緊急の必要性がある場合は、この限りでない。

5 禁止事項

次に掲げる情報発信は、禁止する。

- (1) 個人を特定できる情報
- (2) 職員の個人的な見解及び意見

- (3) 市施策の意思形成過程の情報であって、公表することにより公正かつ適正な意思形成に著しい支障を生じるおそれがある情報
- (4) 人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の捜査及び予防、行政上の義務違反の取締りその他公共の安全の確保と秩序の維持に支障が生じるおそれがある情報

6 乗っ取り及び成りすましへの対応

守谷市公式アカウントの乗っ取り又は成りすましを発見したときは、速やかに、守谷市公式サイト所管課に通報し、守谷市公式サイト上に乗っ取り又は成りすましをされたアカウントを明記して利用者の注意を喚起する。

7 停止又は削除

守谷市公式アカウントの使用に支障が生じると認めるときは、市公式サイトに明記した上で、速やかにアカウントの停止又は削除をするものとする。

8 その他

各ソーシャルメディアの具体的な使用については、別途、ソーシャルメディアごとにアカウント使用ガイドラインを作成するものとする。